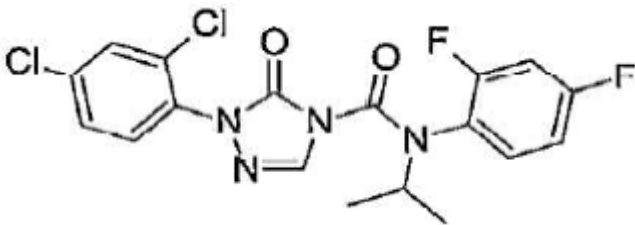


水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定に関する資料

イプフェンカルバゾン

I. 評価対象農薬の概要

1. 物質概要

化学名	1 - (2, 4-ジクロロフェニル) - 2', 4' -ジフルオロ-1, 5-ジヒドロ-N-イソプロピル-5-オキソ-4H-1, 2, 4-トリアゾール-4-カルボキサニリド				
分子式	C ₁₈ H ₁₄ Cl ₂ F ₂ N ₄ O ₂	分子量	427.2	CAS NO.	212201-70-2
構造式					

2. 作用機構等

イプフェンカルバゾンは、非ホルモン系吸収移行型の除草剤であり、その作用機構は植物体内で超長鎖脂肪酸の生合成を阻害するものと考えられている。本邦では未登録である。

製剤は粒剤及び水和剤が、適用作物は稲として、登録申請されている。

3. 各種物性等

外観・臭気	白色固体、無臭	土壌吸着係数	$K_{F^{ads}_{OC}} = 480 - 28,000$
融点	134-138°C	オクタノール /水分配係数	$\log Pow = 3.0$ (25°C)
沸点	367°C	生物濃縮性	—
蒸気圧	2.5×10^{-7} Pa (25°C) 9.8×10^{-8} Pa (20°C)	密度	1.5 g/cm ³
加水分解性	半減期 9.2-9.6 日 (pH9) 安定 (pH4、5、7)	水溶解度	0.515 mg/L (20°C)
水中光分解性	半減期 40-42 日 (東京春季太陽光換算 134-143 日) (滅菌緩衝液、pH5、25°C、26.3 W/m ² 、300-400 nm) 19-20 日 (東京春季太陽光換算 64-68 日) (滅菌自然水、25°C、26.3 W/m ² 、300-400 nm)		

II. 安全性評価

許容一日摂取量 (ADI)	0.00099 mg/kg 体重/日
<p>食品安全委員会は、平成 24 年 10 月 29 日付けで、イプフェンカルバゾンの ADI を 0.00099 mg/kg 体重/日と設定する食品健康影響評価の結果を厚生労働省に通知した。</p> <p>なお、この値はイヌを用いた 1 年間慢性毒性試験における無毒性量 0.0995 mg/kg 体重/日を安全係数 100 で除して設定された。</p>	

Ⅲ. 水質汚濁予測濃度 (水濁 PEC)

1. 水田使用時の水濁 PEC (Tier2)

使用方法		各パラメーターの値	
剤 型	①2.5%粒剤 ②5%粒剤	I : 単回の農薬使用量 (有効成分 g/ha)	250
使用場面	水田	N_{app} : 総使用回数 (回)	2
適用作物	水稲	A_p : 農薬使用面積 (ha)	50
農薬使用量	①1 kg/10a ②500 g/10a	fp : 施用法による農薬流出係数 (-)	1
総使用回数	①1 回 ②1 回	止水期間	7
地上防除/航空防除	地 上	$K_r^{ads_{oc}}$: 土壌吸着係数	1,399
施 用 法	①湛水散布 ②水田に小包 装のまま投 げ入れる	ドリフト量の考慮	考慮せず
		水田水中半減期 (day)	11.12
水質汚濁性試験成績 (mg/L)			
0 日		0.024	
1 日		0.021	
2 日		0.026	
3 日		0.023	
5 日		0.018	
7 日		0.016	
8 日		0.013	
10 日		0.013	
14 日		0.012	

2. 水濁 PEC 算出結果

使用場面	水濁 PEC _{Tier2} (mg/L)
水田使用時	0.0004452 …
非水田使用時	適用なし
合 計 ¹⁾	0.0004452 … ÷ <u>0.00045 (mg/L)</u>

¹⁾ 水濁 PEC の値は有効数字 2 桁とし、3 桁目を四捨五入して算出した。

IV. 総合評価

1. 水質汚濁に係る登録保留基準値 (案)

公共用水域の水中における予測濃度 に対する基準値	0.0026 mg/L
以下の算出式により登録保留基準値を算出した。 ¹⁾	
0.00099 (mg/kg 体重/日) ADI	× 53.3 (kg) 平均体重
× 0.1 10%配分	/ 2 (L/人/日) 飲料水摂取量
= 0.00263...(mg/L)	

¹⁾ 登録保留基準値は有効数字 2 桁 (ADI の有効数字桁数) とし、3 桁目を切り捨てて算出した。

<参考> 水質に関する基準値等

(旧)水質汚濁に係る農薬登録保留基準 ¹⁾	なし
水質要監視項目 ²⁾	なし
水質管理目標設定項目 ³⁾	なし
ゴルフ場暫定指導指針 ⁴⁾	なし
WHO 飲料水水質ガイドライン ⁵⁾	なし

¹⁾ 平成 17 年 8 月 3 日改正前の「農薬取締法第 3 条第 1 項第 4 号から第 7 号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件」(昭和 46 年 3 月 2 日農林省告示 346 号) 第 4 号に基づき設定された基準値。

²⁾ 水質汚濁に係る要監視項目として、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきとされた物質に係る指針値。

³⁾ 水道法に基づく水質基準とするには至らないが、水道水質管理上留意すべき項目として設定された物質に係る目標値。

⁴⁾ 「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針の一部改定について」(平成 22 年 9 月 29 日付け環水大土第 100929001 号環境省水・大気環境局長通知) において設定された指針値。

⁵⁾ Guidelines for drinking-water quality, third edition, incorporating first and second addenda

2. リスク評価

水濁 $PEC_{Tier2} = 0.00045$ (mg/L) であり、登録保留基準値 0.0026 (mg/L) を超えないことを確認した。

(参考) 食品経由の農薬理論最大摂取量と対 ADI 比

農薬理論最大摂取量(mg/人/日) ¹⁾	対 ADI 比 (%) ²⁾
0.013	25

¹⁾ 食品経由の農薬理論最大摂取量は、平成 25 年 2 月 27 日開催の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会における食品群毎の基準値案を基に算出した理論最大摂取量を示す。

²⁾ 平均体重 53.3 kg で計算